

# 特別弔慰金の支給対象者早見表

## 早見表の見方

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。  
わからない点がありましたら、お問い合わせください。

支給対象者は、戦没者の死亡当時生まれていました方に限ります。  
ただし、戦没者等の子は死亡当時に胎児だった方も含まれます。

### スタート

#### 前回請求者と同じ方が 今回も請求しますか？

請求権を有する方が基準日以降にお亡くなりになられた場合は、その御遺族の方（配偶者や子供等）が相続人として請求することができます。

はい

#### 申請してください

同順位者が複数いる場合は、事前にお話し合いの上、請求される方をどなたかお一人決めてください。

いいえ

基準日（令和2年4月1日）において、  
順位が一番上になる方お一人に支給されます。

#### 戦没者から見た続柄

##### ① 子ですか？

（死亡当時の胎児も含む）

はい

#### 対象の可能性ががあります

戦没者の配偶者をご健在の場合は要件により、配偶者が優先されることがあります。

いいえ

##### ② 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 ですか？

はい

#### 上記①の対象者がいない場合、次の a、b の 順位で対象となる可能性ががあります

a) 以下の要件を全て満たしている方

- ・戦没者の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること
- ・基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと
- ・基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと

b) 上記の要件を満たしていない方（ a の対象者がいない場合）

いいえ

##### ③ 上記以外の 三親等内親族 （甥、姪、 兄弟の妻など） ですか？

はい

上記①②の対象者がおらず、  
戦没者等の死亡時まで引き続き  
一年以上、戦没者等と生計関係を有していた

はい

いいえ

対象の可能性ががあります

対象となりません